

トキは直ニ之ヲ招集スルコトヲ要ス。

第十三條 中央委員会ノ議事は中央委員二分の一以上の出席を得過半数を以テ決スルルコトヲ若シ部長は發言權ヲ有スル議決權ヲ有セズ。

第十四條 中央委員ハ中央執行委員若干名を互選シ書記長及會計一名を選出ス。

第三節 中央執行委員会

第十五條 中央執行委員会ハ次期大会ト至ル迄最高執行機關トシテ大会及

第十六條 中央委員会ト對シ責任ヲ負ルルコトヲ要ス。中央委員書記長及會計を以テ構成

中央執行委員会ハ中央委員長ト議長トシテ各部長ハ担任事務ト付キ

必要アルトキハ出席シテ發言スルコトを得ル。需決權ヲ有セズ。

第十七條 中央執行委員会ハ必要ト應シテ組織、宣傳、教育、出版、調査、財政、機關紙編輯ノ部門を設クルコトを併各部門ハ中央執行委員会ノ統制を受ケ部長ハ中央委員会之を任免ス。

第五章 本部役員

第十八條 党本部に左ノ役員を置く。

一 中央委員長（中央執行委員会議長） 一 二名

二 中央執行委員 若干名

三 書記長 一名

四 會計 一名

五 部長 若干名

第十九條 中央委員長ハ党を代表シ党務を総轄ス。

第二十條 書記長ハ中央委員長を補佐シテ党務を処理ス。

第二十一條 會計ハ党の會計を管理ス。

第二十二條 部長ハ担任部門の活動を統轄ス。

第二十三條 役員ノ任期ハ一年トシ、但し再選セ妨ケズ。

第六章 地方支部

第一節 支部

第二十四條 支部都市又ハ之ト準スル地域毎ニ委員百名以上を以テ之を組織